~ポイント~

支部毎に設定している医療保険者を平成31年4月から本部に一元化するこ とに伴い、本部一元化後における保険者名称及び保険者番号にる組合員証を改 めて作成する必要があります。

そのため、現在、皆様が御使用している組合員証(被扶養者証を含む。以下 同じ。)を回収し、新しい組合員証を交付させて頂きます。

~メリット~

これまで、支部の管轄を異にした人事異動の都度、組合員証の発行 行ってきたところですが、今後は、農林水産省共済組合内の異動であれば、回 収、交付の手続きは必要なく、継続して御使用頂く ことができます。



新しい組合員証等は平成31年3月中下旬頃より所属所を介 して配布することを予定しています。なお、古い組合員証等 につきましては平成31年4月1日以降、所属所へお返しいただ きますようお願いいたします。

配布までの間に組合員証等が現存しているか被扶養者分も 含めてご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。





